

平成27年第10回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成27年10月15日

午後2時30分～午後3時27分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは定刻となりましたので、ただいまから第10回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様こんにちは。本日は朝から教育委員は学校訪問がありました。委員の先生方、大変お疲れさまでございました。

申しわけございません。前後いたしますが、本日の定例会は、指導課の岡部指導課長、それから稲富統括指導主事、雑賀指導主事から欠席届が提出されておりますので、本日の定例会には欠席ということでご了承ください。

それではまず、会議に入ります前に、委員の皆様にご報告いたしました成隣小学校、多摩辺中学校の学校訪問について、感想なりご意見なり、頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは寺村委員から。

○委員（寺村豊通） 学校訪問、2校行ってまいりましたけれども、感想としては、どちらもとても落ち着いた学校だなというふうに感じました。

成隣小では、ことしで142年ということですので、非常に地域に愛されている学校だなということがよくわかりました。そんな中で、長野校長先生が、落ち着いた学校というのは衰退へ向かっているというふうに考えられるので、常に危機意識を持って行動するのが大事だということを言っていましたけれども、そのためにこのキャッチフレーズ、「安心、そして前進」というキャッチフレーズで常に前へ進んでいこうという気持ちで学校運営に取り組んでいるというのがとても印象に残っております。授業云々は何も言うことはないと思います。

また、次の多摩辺中も、喜多野校長先生が落ち着いたと言っていましたけれども、落ち着いた雰囲気の中で育っているというふうにおっしゃっていたとおり、授業全体を見てもとてもいい感じで行われているなというふうに感じました。またその中で、ことし全国大会に走り幅跳びで出た生徒がいるということで、努力すれば光るということをおっしゃっていましたけれども、やっぱりそういう生徒が一人いると、学校全体が応援するというか、そういったことでまとまっていくのかなという印象を受けた感じで、学校全体がとてもいい雰囲気になっているなというふうな印象を持ちました。

どちらも今の状態が続いていけば問題ないんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

○委員長（紅林由紀子） それでは続きまして、石川委員、お願ひいたします。

○委員（石川隆俊） ただいまのレポートのとおりでございまして、全く上手に昭島の小中校が運営されているということがよくわかりましたので、それ以上申しあげません。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願ひいたします。

○委員（小林和子） 私も、成隣小も多摩辺中も、子供たちがしっかり学習に取り組んで

落ち着いて学習ができているように見受けられました。

それで成隣小では今、寺村委員からも出ていましたが、やはり 142 年の伝統があるということで地域と共に歩んできた学校ということで地域の方が大変熱心で、ほかの学校にない独特の地域の行事、子供と一緒に水辺の学校とか、春のスポーツ大会が、オリエンテーリングとって地域をずっと回ったりとか、成隣フェスティバル、地域の方が本当に子供たちを愛して育ててくださっているんだというふうに思いました。それがやはり子供たちの心の安定みたいなものにもつながっているのかなというふうに思いました。

多摩辺中学校のほうも、喜多野校長先生が地域の自慢の学校になるようにということで熱心に指導されて、多摩辺中では災害ということ、65 年前、多摩川があそこの多摩辺中のあたりまで氾濫したということがあって、これからそういうことがないとも限らないので、拝島一小と連携して、拝島一小のほうに子供たちを今年度、そういう訓練をしたそうです。来年は、それを中学生が避難するだけではなくて、今度は中学生が小学生の手を引いて一緒に連携して避難するという、そんなことも考えたいというふうなことで、やはり地域との連携も重視していらっしゃるかなと思いました。学習のほうも、それぞれ力を入れて研究発表なども来年 2 月 4 日にありますし、11 月 7 日には、道徳で命の授業をする、がん患者とのお医者さんということで、体育館で全校生徒が集まってそういう道徳の公開授業みたいなこともするというので、一生懸命学校で取り組んでいるなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

それでは、木戸教育長お願いいたします。

○教育長（木戸義夫） きょう、2 校とも学校での生活指導というのは、もうできあがってきたというふうに感じています。あとは先生たちの指導力によって子供たちに本当の学力をつけてあげていただきたいということを学校側にもお願いしてきました。以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

委員の先生方、ありがとうございました。私も同感で、2 校とも大変落ち着いて勉強する姿勢が子供たちにできてきているということ強く感じました。あとは本当に先生方が指導力をますます磨きをかけて、より子供たちにいい指導をしていただくことを期待したいと思います。その点では今度の研究発表も非常に楽しみにしたいと思います。

多摩辺中で教育委員訪問というのが、毎年 2 校ずつ年に 2 回、それぞれ 2 校ずつさせていただいておりますので、随分前に多摩辺中、学校訪問させていただいたなど、きょう訪問して思い出していただんですけども、随分子供たちの、特に 2 年生の子供たちが落ち着いて学習をしている姿に、昔と随分変わったなという感も強くいたしました。以上でございます。

委員の先生方、ありがとうございました。

それでは引き続きまして、小林委員と私と、先日東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修というのが年に1回ございます、そちらに行かせていただきましたので、簡単にその報告だけさせていただきます。

行きましたのは、群馬県なんですけれども、群馬県といえば富岡製糸場とその関連の絹生産の遺跡文化、世界遺産に登録されましたが、そちら、高山社跡という、養蚕の方法を研究して、その技術を全国のそういうことをやる人たちに広めた教育機関の一つであったということなんですけれども、そこの跡の高山社跡という所と、あと富岡製糸場とあともう1点、多胡碑というのがありまして、これは奈良時代の初期に建てられた石碑なわけなんですけれども、あのあたりを多胡郡という郡をつくった時に、それを記念して建てた碑だそうです。非常に古いもので、先日この多胡碑とほかに群馬県にあともう2つ石碑があるんですけど、それを3つ合わせて上野三碑ということで、国内から世界記録遺産に申請するうちのひとつとして上野三碑というのを今度申請することになったそうです。

もう1点は、皆さんご存じだと思いますけれども、杉原千畝のビザの件ですね、それとこの多胡上野三碑が世界記録遺産として、今度国内から申請されるそうで、それを見てまいりました。この3つを見てまいりました。

ではこの件につきまして、感想など小林委員お願いいたします。

○委員（小林和子） 内容については委員長がご説明なさいましたので、私は簡単に感想だけ。

富岡製糸場というのは皆さんご存じだし、私たちもおとし、2年ぐらい前に見学にまいりましたが、高山社跡ということと多胡碑記念館は、名前も今回初めて伺いました。それで高山社跡という養蚕の学校、明治の時に殖産興業ということで、日本は何とか外貨を得るために蚕を飼って絹糸を輸出しようという、ということから起こって大変研究して全国からこの学校に集まってきたと、ずっと名前があるんですが、いろんな地域の、群馬だけではなくてそれぞれその時のいろんな地域から勉強に来て、そしてこの高山社のつくった繭からつくった絹が一番優秀、博覧会とかいろんな展示会にかなりの数、1位とか2位とか取ったという、そのぐらい優秀な生糸をつくった場所だそうです。建物もいろいろ工夫されていて、蚕は暖かい所が必要ということで、ご存じの方がいるかもしれませんが大体2階みたいところに蚕棚をしますけれども、寒い時には下のほうに囲炉裏をたいてその火がその上に上がっていくようにという、その囲炉裏の火がない所は、2階のほうにちょっとそこを削って火鉢みたいなものを置いたりとか、いろいろ蚕をたくさん生糸が取れるようにそういう工夫をしていたというような場所でした。

それから、多胡碑記念館というのも、普通の石塔というんでしょうか、石にいわれを多胡郡ができたといういわれを書いた普通の碑なんですけど、1,300年ぐらい前のものですね、和銅4年といいますから、その時のものなんですけれども、できてすぐではないけれども江戸時代ぐらいでしょうか、これが大事なものだということで石に対して立派なお堂みたいなのができていて、そのお堂の中にちゃんと今、この多胡碑というのが納まって風雨にさらされないようにという、だから地域の方たちがやはりそういう文化遺産をととても大事にしていたということがわ

かるような碑でした。

それから富岡製糸場も、世界遺産になったということで本当に引きも切らず見学の方が、ツアーもあつたり個人でもあつたりということであつては来ましたが、やはりその機械をずっと守り育てた片倉さんという方が操業しなくなってそこから生糸なんか取らなくなっても、昭和60年ぐらいまで保守点検を、お一人というか、その片倉さんという方がご自分で自費で保守整備なさっていた、それがあるから今日に世界遺産にも登録できるようになったのかななんて、やはり文化や歴史伝統を大事にするという、そういうことを一生懸命守っていた方たちがいたということに改めて立派だし、すごいなというふうに思いました。

○委員長（紅林由紀子） はい、どうもありがとうございました。

以上で、管外研修の報告を終わらせていただきます。

それでは続きまして、まず、本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり、署名も得ておりますのでご了承ください。

続きまして、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。4番の小林委員と5番の木戸委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 高校生の政治活動を容認する新たな通知案が文部科学省から出されました。これは、選挙権年齢の18歳への引き下げを受けたもので、これまでは一切の活動を禁じていましたけれども、有権者になる生徒がいるということに踏まえ、学校の外、校外など学校活動に影響しない条件付きで容認するとともに、教員には政治的中立の徹底を求める内容となっております。

通知は、第1として高等学校等における政治的教養の教育、第2として政治的教養の教育に関する指導上の留意事項、第3として、高等学校等の生徒の政治的活動等、第4としてインターネットを利用した政治的活動等、第5として家庭や地域の関係団体等との連携・教育、これら5本の柱立てとなっていることとあります。

このうち、この通知の中心となる第3の高等学校等の生徒の政治的活動等についての通知文についての内容をちょっときょうはお話をしたいと思います。

まず、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されるということで、第1として、教科等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性が確保されるよう、高等学校等はこれを禁止することが必要であること。それから2として、放課後や休日等であっても学校の校内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施するうえでの支障が生じないように、高等学校等はこれを制限また

は禁止することが必要であること、それから3番目としては、放課後や休日等において学校の外で行われる選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。すなわち1として放課後や休日等において、学校の外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等はこれを制限または禁止することが必要であること、また、生徒が政治的活動等に熱中するあまり学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などの支障があると認められる場合、または生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等はこれを禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること、2として、改正法により選挙権年齢の引き下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等はこれを尊重することとなるが、その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど、公職選挙法上、特に気をつけるべき事項について周知すること、そして3番目として、放課後や休日等において学校の外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと、生徒が判断し行うものであるが、その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと、このような内容となっております。

学生運動の拡大などを受け、当時の文部省が1969年、高校生の政治活動は「教育上望ましくない」としてビラ配布や集会参加など全面的に禁止する通知を出していましたが、選挙年齢の18歳への引き下げを受け、46年ぶりに通知を見直し、校長やPTA代表者などに意見を聞いたうえで今月中にも通知するとのことあります。

以上、報告であります。今回の教育委員会名義使用承認は4件となっております。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ただいま、教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、何かご感想やご質問などございますでしょうか。

○委員(小林和子) 18歳の選挙権のその前に、選挙のたびに思うんですが、投票率がすごく低いんですね。ですからやはり18歳になった人たちがきちんと選挙権を行使できるように、そのために、もっと小さい義務教育のころから、やはりそういう選挙の、今もやっていると思いますが、社会科とか、中学校では政治経済とかそういうところで選挙の意義ということをお子たちにしっかり学んでもらって、自分がその選挙権を行使できる年齢になったら、せつかくの権利なわけですから、それが行使できるように、またそのためにしっかりと自分が誰をどういうふうに政党を選ぶかというような判断ができるような児童生徒を育てるように、私たち学校教育もまた家庭のほうもしっかり子供たちを育てていかなければいけないなと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

そうですね。ほかには何かございますでしょうか。

なかなか政治的中立ということも保ちながら先生方、学校の中立性というものも保ちながら、なおかつそういうことの大切さを子供たちに考えさせるという部分で先ほどの家庭と学校とうまく連携を取ってということもありましたけれども難しい部分もあるのかなというふうに少し想像します。実際にこれからやってみて、私たちは実際に高校はありませんから、その場に居合わせることはないと思いますけれども、いろいろと情報を今後も取っていきたいというふうに思いました。

それでは、ほかにはよろしいですか。それでは以上で教育長の報告を終わります。

○学校教育部長（丹羽 孝） 委員長、ちょっとお時間をいただきまして、歌手のアグネス・チャンの公式ツイッターに、アグネスさんの殺害予告のコメントを書き込んだ疑いが強いということで渋谷署が昭島市の中学3年生の男子の自宅を家宅捜索されたということで、大きく新聞報道をされた件のその後でございますが、その時9月25日に教育委員さんに配布させていただいた通知にあったように、私どもでは全然情報がかめないことから、東京都教育委員会に依頼をし、東京都教育委員会が警視庁に確認した内容について4点ご報告いたしました。

その内容は、昭島市の公立中学校の生徒である可能性が高いこと、また、氏名・学校名は出せないこと、逮捕されれば相互協定により、渋谷警察署から当該学校長に生徒の照会があること、そして家宅捜索の結果、凶器がなく本人、保護者に厳重注意し、逮捕にならない予定であるというようなことをお知らせしたと思います。

その後でございますが、様子を教育委員会として見ておりましたけれども、学校から教育委員会のほうにその旨のことはございませんでした。ということは、逆を返せば、4点目の逮捕に至らず、本人、保護者の厳重注意で多分終わったんではないかということだと推測をされます。

このことが、生徒のいたずらは大変大きな反響を呼びまして非常に悪いケースとして昭島市の生徒も身近なものとして大きな教訓を受けたと存じます。このことを受けまして、さらなる情報モラル教育の普及を図っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件の状況の報告をいただきました。この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。本当にインターネットの情報教育というものの大切さを強く感じます。ぜひ、これからもその点をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。続きまして日程5、議事に移りたいと思います。

議案第33号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いいたしま

す。

○庶務課長(柳 雅司) 議案第 33 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」ご提案いたします。

本案件は、昭島市の教育文化の振興発展に貢献し、その功績の顕著なもの及び他の模範となる成績又は行為のあったものに対して、昭島市教育委員会表彰規程に基づき表彰を行うもので、平成 27 年度昭島市教育委員会表彰被表彰者を決定していただくためにご提案いたしましたものでございます。

議案の被表彰候補者でございますが、平成 27 年 10 月 6 日に開催した昭島市教育委員会表彰審査委員会において慎重に審議し、その結果本定例会に推薦をしたものでございます。

なお、表彰審査委員会の委員は中学校長会より、昭和中学校中島校長、瑞雲中学校香積校長と、教育委員会各部課長から構成した委員会でございます。委員長は学校教育部長が務められています。

各被表彰候補者の説明をする前に、表彰基準につきまして簡単にご説明いたします。大変申しわけありませんが、議案資料 33 号の最後のページ、15 ページの次の昭島市教育委員会表彰基準をご覧ください。今回、被表彰者につきましては児童・生徒等の表彰ということで、第 2 条第 3 号、クラブ活動、部活動又はその他の活動において著しい成績を上げた者が 13 名と 1 チーム、職員の表彰ということで第 4 条第 2 号、教育の振興、研究又は改善に努め、その功績が顕著である者が 1 名となっております。

それでは、各被表彰候補者の該当事由をご説明いたします。資料の前に戻っていただき被表彰者の推薦調書をご覧ください。

まずは、第 2 条関係、児童・生徒の表彰でございます。長谷川朱里、拝島第三小学校第三学年、表彰該当事由が、昭島市教育委員会表彰基準第 2 条 3 項イ、公的機関が後援する全国規模または関東規模の大会等で入賞した者でございます。後援が群馬県教育委員会他となっております。第 50 回関東地域春季水泳競技大会 4 位入賞でございます。

続きまして、2 ページ、小川萌、玉川小学校第五学年でございます。表彰該当事由が表彰基準第 2 条 3 項ア、公的機関が主催する全国規模または関東規模の大会等に出場した者でございます。主催が、公益財団法人日本体操協会、全日本ジュニア体操競技選手権大会に出場でございます。

続きまして、3 ページ、秋山大知、拝島第三小学校第五学年、該当事由が表彰基準第 2 条 3 項イ、文部科学省が後援する 2015 国際親善空手選手権大会に出場し、組手 10 歳男子 35 キロオーバーの部で優勝でございます。

続きまして、4 ページ、加藤匠、東小学校第六学年、該当事由が表彰基準第 2 条 3 項ア、公的財団法人全日本空手道連盟が主催する文部科学大臣旗第 15 回全日本少年少女空手道選手権大会出場でございます。

続きまして、5 ページ、吉田亮瑛、共成小学校第六学年、該当事由が表彰基準第 2 条 3 項ア、公益財団法人全日本空手道連盟が主催する文部科学大臣旗第 15 回全日本少年少女空手道選手権大会出場でございます。

続きまして、6 ページ、菅原遼介、昭和中学校第二学年、該当事由が表彰基準

第2条3項ア、関東中学校体育連盟ほか主催する第39回関東中学校水泳競技大会に出場でございます。

続きまして、7ページ、中尾実幹子、福島中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条3項ア、関東中学校体育連盟が主催する第39回関東中学校水泳競技大会出場でございます。

続きまして、8ページ、田太隆靖、瑞雲中学校第三学年、該当事由が、表彰基準第2条3項ア、公益財団法人日本中学校体育連盟ほか主催する第45回全国中学校相撲選手権大会出場でございます。

続きまして、9ページ、橋田峻良、瑞雲中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条3項ア、関東中学校体育連盟ほか主催する第39回関東中学校水泳競技大会出場でございます。

続きまして、10ページ、西谷直輝、清泉中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条3項ア、関東中学校体育連盟ほか主催する第39回関東中学校水泳競技大会に出場でございます。

続きまして、11ページ、吉井葉菜、清泉中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条3項ア、関東中学校体育連盟ほか主催する第39回関東中学校水泳競技大会に出場でございます。

続きまして、12ページ、倉重美南、拝島中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条第3項ウ、公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位3位相当の賞を得た者でございます。公益財団法人日本陸上競技連盟が主催する第61回全日本中学校通信陸上競技東京都退会共通女子四種競技第1位でございます。

続きまして、13ページ、堀内瑠奈、多摩辺中学校第三学年、該当事由が表彰基準第2条3項ア、公益財団法人日本陸上競技連盟が主催する第42回全日本中学校陸上競技選手権大会に出場でございます。

続きまして、14ページ、瑞雲中学校陸上部女子低学年4×100Mリレーチームでございます。該当事由が表彰基準第2条3項ウ、公益財団法人日本陸上競技連盟が主催する第61回全日本中学校通信陸上競技大会東京都大会に女子低学年4×100Mの部で第3位でございます。

続きまして、15ページ大谷哲也、該当基準が表彰基準第4条2項、昭島市教育委員会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し、退職した者でございます。この方は、平成18年8月1日から27年7月20日まで約9年にわたり、昭島市学校給食運営審議会委員を務め、委嘱したものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、候補者につきまして被表彰者の決定をご審議よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会表彰につきましては、11月3日文化の日、午前10時から昭島市役所市民ホールで表彰式を予定してございますので委員の皆様にはご出席をお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第33号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、ご意見、ご要望などお受けいたしますが、何かございますでしょうか。

たくさんの児童生徒の皆さん、今回はスポーツの分野の方ばかりでしたけれど

も、おそらく夏休みとかにいろいろな大会があるからかなと思いますが、優秀な素晴らしい成績を収められて被表彰者としてご推薦いただいていますがいかがでしょうか。

特にはよろしいですか。

では、お諮りしたいと思います。本件につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) はい、ご異議なしと認め、議案第33号は原案どおりに決しました。よろしく願いいたします。それでは、表彰式が11月3日ということでございますので、委員の先生方もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は議案は以上でございますので、続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1「昭島市立学校設置条例の一部を改正する条例」について説明をお願いいたします。

○庶務課長(柳 雅司) 昭島市立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

本条例は、つつじが丘南小学校、つつじが丘北小学校の統合に伴い、統合後の校名を「つつじが丘小学校」としたことから条例の改正を行うもので、平成28年4月1日を施行日とし、11月27日から開会される平成27年第4回昭島市議会に議案として提案を予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

協議事項1についての説明が終わりました。本件に対しての質疑、ご意見、ご要望などございますでしょうか。これは、つつじが丘小学校に統合ということになるということで条例を改正するということでございますが、この件はよろしいですね。

では、この件は終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。では、以上で協議事項1を終わります。

協議事項2「昭島市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例」について説明をお願いいたします。

○庶務課長(柳 雅司) 昭島市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

本条例は、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合に伴い、統合後の校名を「つつじが丘小学校」としたことから条例改正を行うものでございます。なお、附則におきまして施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置として統合後のつつじが丘南小学校の施設設備の使用については、平成29年3月31日まで、なお従前の例によるとしまして、今までどおり施設の使用を継続いたすもので、平成27年第4回昭島市議会に議案として提案を予定するものでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいまの件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

これも同じく、つつじが丘小学校となるということについての、こちらは学校施設設備使用条例の一部改正ということでございますが、こちらは、この29年3月31日までの間は今までどおり使えるということで、これ以降はセンターの工事関係でということで、この期限がそのちょうどだという感じなんですか、どうでしょうか。

○教育福祉総合センター建設室長（中村智行） 今、お話がありましたとおり、今年度基本設計を行い、来年度実設計、29年度から工事に入る予定でございますので、つつじが丘南小学校につきましては、29年度から工事が入りますので28年度まで使用を計画しているところでございます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ということで、28年度いっぱいは今までどおりに使えるということなんですね。呼び名等は特に、廃止後の昭島市立つつじが丘南小学校というふうに書いてあるからいいわけですね。呼び名とかは特にはないんですか。

○庶務課長（柳 雅司） 呼び名について条例で正式に決めることはないんですが、拝島第四小学校の場合には、予算書などには「旧拝島第四小学校」と記載しております。ほとんどのところでそれを使っている状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。条例には関係ないということですね。わかりました。ほかに何かございますでしょうか。

特にはないようですので、この件は終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で協議事項を終わります。続きまして報告事項に入ります。

報告事項1「平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）の結果について」説明をお願いいたします。

○指導主事（美越英宣） 「平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について」です。

調査の目的は、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取り組みを通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な改善を確立することです。

小学校の数値上の結果としては、「握力」、「ソフトボール投げ」は、ほぼ全学年で東京都の平均値を上回る結果でした。しかし、敏捷性の「反復横とび」は、東京都の平均値を下回る結果でした。今後は、今年度配布した「長なわ」、「ステップリング」、「ラダー」を活用して体力の向上を図るようまいります。

中学校の数値上の結果としては、「50M走」、「ハンドボール投げ」は、全学年で東京都の平均値を上回る結果となり、昨年度の課題であった「反復横とび」は、ほぼ全学年が東京都の平均値を上回る結果となりました。また、男子の「長座体前屈」、女子の「握力」についてもほぼ東京都の平均を上回る結果となりました。しかし、「立ち幅とび」は東京都の平均値を下回る結果となりました。

今年度、体力向上推進委員会において、体育授業の「補強運動」の工夫を図ることにより、生徒が自主的に運動に取り組めるようにしてまいります。

以上、平成 27 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査の結果を報告させていただきました。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。この体力テストの結果につきましては、先日の総合教育会議のほうでもお話しいただいて、そこでもいろいろ委員の皆様にご意見いただいたところでございますけれども、何か付け加えてでも、もう一度ということでも結構ですので、何かございましたら。よろしいですか。

敏捷性ということにつきましては、その場でも発言させていただきましたけれども、いろいろな危険から身を守るという意味でも敏捷性は大事だと思いますので、このように全学年で下回るといのはきっと何か改善の余地が十分あると思いますので、いろいろ方策を考えていただいているようですので、今後に期待したいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それではないようですので終わりたいと思います。

続きまして、報告事項 2「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」報告をお願いします。

○指導主事(美越英宣) 「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」報告させていただきます。

調査の目的は、生徒指導上の諸問題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に生かすためです。

平成 26 年度の調査の結果、いじめに関しては小学校 31 件、中学校 23 件でした。小学校の認知件数が大幅に減少した要因としては、いじめに対する子どものとらえ方に変化があったことや、普段から「いじめは絶対にいけない」など、いじめ防止に対する意識が高まったと言えます。中学校ではインターネットの SNS を利用したいじめが複数件あることや、生徒が教員に相談する案件が増えたことが増加という結果になりました。

小学校、中学校で共通して言えるのは、いじめ問題について職員が共通理解を図ったり、いじめ問題に対する校内研修会を行ったり、道徳や学級活動の授業で「いじめ」にかかわる問題を取り上げたことなど、学校が日常的に取り組んだ結果です。今年度も「いじめ」は常に起こる危険性があることを念頭に置き、各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に継続的に取り組むように学校に指導します。

また、不登校の出現率の経年変化を見ると、小学校は 0.07%増、中学校は 0.46%

の減の結果となりました。東京都の結果が出ていないことから東京都の経年変化と比較することはできません。

中学校が改善した理由として、適応指導教室の指導内容と指導体制を充実させることにより、不登校の子供たちが通いやすい環境をつくった結果であると考えられます。ほかの取り組みとして、一人ひとりの児童生徒の支援を個別適用計画書により明らかにしたこと、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、学校と家庭の連携支援員を活用したことも効果があったととらえられます。また、学校全体で児童生徒と触れ合う機会を多くしたり、継続して連絡を取り、学校との関係が途切れなかったりしたことも効果が大きいと考えられます。

さらに暴力行為については、小学校が4件、中学校が32件という結果でした。小学校は増加になっておりますが、大事に至らなかった1件についても発生件数として計上しております。中学校では生徒同士の話し合いで解決することができる事項でも暴力行為につながってしまうという報告がありました。このことから生徒が冷静になって行動すること、規範意識の醸成について取り組んでおります。問題を起こす特定の生徒に関しては、一人ひとりに丁寧な指導を行い、専門機関との連携や個別指導の充実を図るよう努めてまいります。暴力行為が起きた際には毅然とした指導を行うとともに、被害者側の児童生徒のケアを行うとともに加害者側の児童生徒の暴力行為に至るまでの背景を把握し、再発防止に向けた支援に取り組んでおります。

以上、報告させていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問などありますでしょうか。

このデータも、前回の教育総合会議のほうでも提示していただきましたけれども、いじめについては減少しているというのは大変喜ばしいことだなというふうに感じます。そして、すべての案件が年度内に解消されているというふうにも書かれていますけれども、その点も非常にありがたいなというふうに、やはり先生方の危機感というかそういった意識が非常に強く持っていたいなんじゃないかなという意味でもよかったなというふうに思います。これで、この数字に油断することなく、いじめは必ずあるというふうなとらえ方で、件数は減ってもあることはあるということで、このいじめに対してのアンテナを高く持ちながら迅速な対応をぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかに暴力行為については、やはり切れやすい子供ということがよく言われますけれども、そういったメンタルの面でのコントロールというか、そういう部分を、もしかするとリラックスさせたりとか、結構、子供はリラックスするのが下手な、いつも緊張状態にいる子は割と切れやすいみたいなことを聞いたことがあるんですけども、そういったうまい深呼吸をさせたり、うまいトレーニング法みたいなものがあるかもしれないので、もちろん基本的な先生とお子さんとの関わりのうえで丁寧な指導というのはもちろんですけども、それを前提としたうえで何かそういう子供のメンタルを強くしていくうえでの何かそういうフィジカルなトレーニングみたいなものもあったら、そういうのもちょっと研究してもいい

いのかなというふうに個人的には感じております。

ほかには何かよろしいでしょうか。

それではないようですので、この件もどうぞよろしく申し上げます。以上で報告事項2を終わります。

報告事項3「格技道場の閉鎖について」をお願いします。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 報告事項3「格技道場の閉鎖について」資料に基づき報告させていただきます。

昭和中学校の西側にある格技道場は、昭和43年3月に昭和中学校校舎工事に伴い、校舎の一部を中学校付属設備として移設し、その後、社会教育施設として利用転用をし、格技道場や青少年相談室、民具収蔵庫等として利用してまいりました。

施設状況といたしましては、土地の所有者は関東財務局で、建物の所有者は昭島市になっております。建物全体面積は1階・2階を合わせますと830.96㎡で、そのうち格技道場としてのスポーツ施設部分は282.60㎡でございます。

続きまして、利用状況でございますが、平成26年度は4団体の利用で利用人数は4,391人となり、稼働率は24.3%となり、表のように毎年減少傾向にございます。

今回の閉鎖の理由でございますが、格技道場西側、都道3・2・11号線の拡幅工事の事業認可が本年8月に告示されたことに伴い、用地買収に向け土地所有者である国と、建物所有者である昭島市を対象に、事業主である東京都と調整を行う必要がございます。建物内には多くの民具等が収納してあり、将来的にはすべての民具を移送することは困難性がございます。状況把握や移転等の対応方針の調査をするために格技道場を利用する予定で考えております。スポーツ施設としての利用は、平成27年度までとし、28年度からは、民具の調査場所とするため格技道場を閉鎖いたします。

なお、閉鎖にあたっては、現在利用している団体へ早めの周知を行い、他の施設の利用をお願いするなど丁寧な対応に努めてまいります。また市民の方へも広報等で周知していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

格技道場の閉鎖ということでございますが、この点につきまして何かご質問やご意見などございますでしょうか。

どの施設かおわかりになりませんか。かなり老朽化している施設であります。うちの娘もここで体操をやっていることはあるので、ちょっと懐かしい場所ではあるんですけども、事情が事情でもありますし、多分施設の老朽化という点から言ってもそういう時期なのかなというような気がいたします。ぜひ利用団体の皆様への周知と違う場所での利用ということをどうぞよろしく願いいたします。

では、この件はよろしいでしょうか。

では、以上で報告事項1から3までの説明が終わりました。報告事項4から13については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などありましたら

お願いいたします。

- (4)昭島市教育委員会職員の人事異動について
- (5)みらいをひらく発表会の実施報告について
- (6)第 62 回昭島市成人式について
- (7)2015 青少年フェスティバルについて
- (8)第 61 回昭島市新春駅伝競走大会について
- (9)「昭島市スポーツ推進委員だより」について
- (10)子ども読書活動推進事業「0歳からのわらべうたライブ」の実施報告について
- (11)子ども読書活動推進事業「聞かせ屋。けいたろうのよみきかせ MiniLIVE」の実施報告について
- (12)子ども読書活動推進事業「ものがたりライブ」の実施について
- (13)昭島市公民館主催事業について

でございますが、何かございますでしょうか。

みらいをひらく発表会は、大変すばらしい会だったと参加させていただいて思いました。また来年も期待したいというふうに思います。ありがとうございました。

では、ないようですので、続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは最後に次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程につきまして、平成 27 年 11 月 19 日木曜日、午後 2 時 30 分から市役所 301 会議室で行います。

○委員長（紅林由紀子） 11 月 19 日、2 時 30 分からということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、きょうは内容が短く終わりました。前回ちょっと長かったのがよかったかなと思いますが、委員の皆様方には朝から学校訪問、それから続けての定例会ということで、大変 1 日お疲れさまでございました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第 10 回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上

平成 年 月 日

署名委員

4 番 委 員

5 番 委 員

調 整 担 当